

令和3年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和3年6月21日(月) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第52号 市道路線の認定について
議第53号 市道路線の変更について
議第54号 市道路線の廃止について
議第55号 小形除雪車の購入契約の締結について
- 4 出席委員(7名)
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 姫 路 敏 君 | 2番 | 山 田 勉 君 |
| 3番 | 大 滝 国 吉 君 | 4番 | 菅 井 晋 一 君 |
| 5番 | 尾 形 修 平 君 | 6番 | 川 村 敏 晴 君 |
| 7番 | 川 崎 健 二 君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(7名)
- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 上 村 正 朗 君 | 富 樫 雅 男 君 | 高 田 晃 君 |
| 小 杉 武 仁 君 | 河 村 幸 雄 君 | 稲 葉 久 美 子 君 |
| 渡 辺 昌 君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------|-----------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 稲 垣 秀 和 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長 | 中 川 博 之 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 係 長 | 菅 井 学 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 | 伊 藤 幸 夫 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 小 川 良 和 君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長 | 田 中 章 穂 君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 長 | 成 田 大 介 君 |
| 観 光 課 長 | 永 田 満 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 長 | 片 岡 昌 幸 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長 | 船 山 ケイ子 君 |
| 建 設 課 長 | 伊 部 善 久 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 本 間 孝 幸 君 |
| 同 課 管 理 室 係 長 | 矢 部 和 貴 君 |
| 同 課 日 沿 道 対 策 室 長 | 小 池 一 栄 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 大 西 敏 君 |
| 同 課 参 事 | 小 野 道 康 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 浅 野 宏 君 |

同課都市政策室長	風 間 貴 志 君
上下水道課長	山 田 知 行 君
同課経営企画室長	長谷部 淳 君
同課経営企画室主幹	林 奈 美 君
同課業務室長	東 敏 之 君
同課工事管理室長	小 田 康 隆 君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課長	斎 藤 雄 一 君
朝日支所産業建設課長	加 藤 泰 君
山北支所産業建設課長	小 田 和 弘 君

10 議会事務局職員

局 長	長谷部 俊 一
書 記	中 山 航

(午前 9時59分)

委員長 (川崎健二君) 開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第52号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長 (建設課長 伊与部善久君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長

おはようございます。建設課だが、よろしく願いいたす。それでは、議第52号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市南町2丁目において、民間開発社による国有地の施工承認工事により整備が行われていた路線について、既に法定外公共物として国から譲与を受けており、南町2丁目区長より市道路線認定の申請があったことから、また認定要件にも合致することから、このたび市道路線の認定をお願いするものである。なお、市道路線の認定における起終点位置、幅員、延長については議件書の別記に記載のとおりだが、幅員が6.2メートルで延長が97メートルとなっている。それでは議件書の市道路線認定説明図を御覧いただきたいと思う。今回認定をお願いいたす路線は、御覧いただいている説明図に示す箇所となるが、県道村上神林線側を起点といたして、旧山本用水路との交点を終点とする路線となっている。なお、図面の黒丸位置が起点であって、矢印位置が終点となる。簡単ではあるが、説明については以上である。

(質 疑)

姫路 敏

南町のところは、この路線と、あとちょうど丁字路の信号機、いわゆる元ランランさんあった辺りかな、あそこからずっと山のほうに登っていくと、途中で市道が切れているのだ。何言いたいかという、そこの南町区域内で随時市道に、いわゆる私道から市道にと切り替えてというところがまだあるのかなと思うのだ。これはやっぱり今民間からというか、住民のほうから市道認定でお願いすると来るのは聞いて、上がってきてはそれに対応している市があると思うのだ、ほとんど。私は、ここの南町のところというのは、もう市がしっかりとこの路線、ここの路線は市道に

していくべきなのだろうというところ多々あると思うのだ。途中で民地になったりしていると思うのだけれども、そういうのを今後どんなふうに考えているのか、ちょっと教えてもらいたいだけでも。

建設 課長

今委員がおっしゃるように、実際ではまた道路はきちっと整備されているけれども、市道になっていない箇所が何か所かある。うちのほうでもその状況については全部調査をさせていただいているのだが、私道で、かつ今回みたいにいわれる国有地だったところがうちでもらってというような部分はよろしいのだが、私道の場合所有者あって、今回も市道にした箇所から山手についても同じように住民からも市道にしてくれということは何年も前からちょっと言われていて、うちのほうでも調査しているのだけれども、当然所有者があって、所有者の同意がまだ完全に得られていないということで、寄附をいただかないといけないということで、なかなか市道にできないのが現状である。状況を見ながら、うちのほうでも所有者に当たってみたりとかということではやっているけれども、なかなかやっぱり相続とかいろんな関係もあって、できないものも多々あるということである。

姫路 敏

そういうものを行政がせんだってやっていかないと、そこに家あって、自分のうちの前、例えばランランさん、もう今やっていないけれども、ずっと上までもう行って、袋小路だ、上のほうはもう山だ。その間、恐らく上から100メートルぐらい下がったところ、ここは市道でないわけよ。でも、除雪も何もするわけなのだけれども、そうすると将来市道でないところに関して見ると、整備とかになると、みんな一緒になっているわけだ、もう既にアスファルトの舗装も。ほとんど言うと、寄附で成り立ってできると思うのだ。寄附してくれると思う。その道路もう道路ではないから、もう。だから、そういったところを目がけて、じゃ誰がしてくれるのだよと、相続の問題だこうだなんて言えば、行政に頼るしかないと思うよ、そういう部分の人たちって。その人たちがそんなことできないもの。だから、行政に頼っているのだよ、そういう人たちというのは。それなのに、行政は動かないから、結局そうやって率先的に動かないから、いつまでたってもできないの。そういうのを寄附を前提でいいと思うのだ。寄附、そんなの買い取る必要もないし、寄附でいいと思うので、それ前提でそういうところの人たちがもし市道に変えてもらいたい、もう舗装もきちんと側溝もできているのに、私道の場合というのはちょっとおかしいので、変えてもらいたいというところをあなた方がしっかりと調査して、率先的に変えていくというのは必要なことだと思うが、課長、どうだね。

建設 課長

委員おっしゃるようなことだと思っている。それで、うちのほうもできる限り調査関係もするのだけれども、あくまで寄附する意思是皆さん、委員おっしゃるとおりもう既に道路になっているので、寄附したいという意向は持っているのだけれども、そこになって個人の権利が絡んでくるので、個人の権利でそこで相続しないと自分がその権利ないからということで、なかなかやっぱりできないということで、できるところから順次条件整えばうちのほうはもうこういう形で市道認定お願いしていくというような形にしている。

姫路 敏

私は、あなた方がやるということ、全部やるということを行っているのではないのだ。あなた方が率先的に動けば、その近所の路線にいる住民たちと話し合いながら進めなければいけないのだろうということを、恐らく議員さん方々にも、私なんかにもそうだろうし、いつまでも私道なのをこれ市道にできないものだろうかという相談事とかある。あるのだ、結構。そうすると、行政のほうに問い合わせても、

寄附が前提で測量もしてもらわなければならないし、そういうのが整えば私どもは動くという返答なのだ。これは、住民の意思を反映していないあなた方がいるわけよ。要するにどうということかという、そういうのであれば話に伺って聞いてみようかと、そしてやればいいのだけれども、そうではなくて、ここを市道にしたい、もう整備もされている、半分まで市道に来ているのだから何とかできないものかという話をしたときに、いやそれはやぶさかでもない。あなた方で測量の代金払って、あなた方が寄附前提でやってくれば、測量はもし紹介したりもするしなんて、そんな住民に冷たい対応ではなくて、そこに行って、ここ市道になればあれだなどというところを見つけ出して、住民とそこの区長さんとお話しして進めていくべきだろうと思う。まだまだ南町あると思う、いろんな意味で言って。どこをどう直せばいいかを住民にも説明してあげて、一緒になってやってもらいたいと、この南町の市道認定に絡んで、そういうところもできるかな、そんなこと。区長さんとお話しすれば、何ぼでもできるよ。

建設 課長 おっしゃることも重々分かるけれども、最終的に私どもも住民からそういうお話いただければ、調べられる範囲でも調べて、相続の関係とか、誰が実質的な所有者になるかとか、そういったところまでは調べて対応はしているけれども、その先になってくると個人的なちょっとお話になってくるので、そこまでは市のほうではなかなか介入できないということで、お願いはさせていただいているけれども、そこから先についてはやっぱり個人での対応になろうかというふうに考えている。

姫路 敏 だから、言っていること分からないか。その対応を行政に望んでいるわけだ、一緒になってやってもらうのを。その寄附行為がなければ、市道の認定としてなかなか進まないということなのであれば、そこを見たら相続の関係あって、いろいろと面倒くさいような状況になっていたと。それを一緒に解決に向かってもらえないかということを行っているのだ。そういう問題あれば、私どもは手をつけられないではないのだ。言っている意味が。では、今回のこの路線のところというのは、どういう背景でなってきたのか、ちょっと説明してもらえるかな。市道認定になれるまでの経緯。

建設 課長 今回の認定になった路線については、底地がいわゆるもともと国有地だったところである。権限委譲の関係で平成十三、四年頃から国有地、いわゆる昔の青線と言われる水路と赤道と言われるところについては市町村のほうに委譲されてきたという経過がある。ただ、今回のこの路線については県がまだ国有地を管理している時代に開発者が複数社入っていたのだけれども、自分たちがいわゆる施工承認という形で国有地に側溝を入れたりとか、舗装をしたいということで許可を取って造った道路である。実質上県から引き継いだときに、その施工承認の中身が私も引き継げなかったもので、実質上どこだったか分からなかったのだけれども、今回区長様のほうからもそういうことで市道にしてくれということで話あったので、今度業者のほうをあちこちちょっと聞き回って、複数社特定して、今回了承を得て、市道認定に至ったところである。それと、併せてその先、委員もおっしゃっていたけれども、同じようにその先のところ、山本用水路から先のところについては私道で民地になっていて、そこも同時にということで一緒に動いてみたのだけれども、先ほど言うような話があって、それは住民の皆さんとちょっと話ししながら今後も進めていこうということで今現在動いているところである。

姫路 敏 今市道認定されるところは、国の用地だったのかね。国から払い下げられたから、

もらったのか。いただいたのだね。その先は今度今住民のあれから寄附を前提に進めているということ。測量代は誰がもつの。

建設 課長 基本的に管理者というか、現状の管理者が寄附するときに財産がこの財産だということ。測量まで含めてやった上で市のほうに寄附いただくような形になる。

姫路 敏 住民のほうはそういうことでいくわけだ。これを私も何度か立ち会ったことある。国のほうからは測量代もらったか。

建設 課長 測量というか、国土調査の成果等でそのまま全面積になるので、全てそのままいただいている。

姫路 敏 市道認定のときには、国土調査でなくて、改めて測量をしなければならないのだ。それが前提だ。寄附と測量が前提。それが寄附者がみんなもって市道にしてくださいということなの。国のほうは、そうではないのかということ聞いた。

建設 課長 先ほども言ったけれども、国有地、無地番のところであるので、そのまま図面上の形でいただいているような形になっている。

姫路 敏 そうすれば、図面上の形で市民がやると言えば、測量を市民がする必要はないな、今後は。そういう考え方でいいのかな。

建設 課長 基本的に私道って個人の用地なので、個人の財産になっているので、そこの財産権をちょっとはっきりさせないとイケないと。国有地の場合には無地番の土地なので、そこの境については当然立会いして決めているので、それについては問題なからうかというふうに思っている。

姫路 敏 いや、国であろうが何であろうが、相手が、そこには土地があって、今道路でずっと使っていると、その脇も道路でずっと使っていると、その間は測量しなくてもいいけれども、ここからは住民の土地だから、測量しろということなのね、そうすれば。そういう解釈でいいのかな。

建設 課長 場合によっては、道路等については現地分割していなかった状態で道路ができていたりいろんな形態あるので、そこらについては当然現状で道路になっているところできっちり測量をしていただいて、うちの市の財産としていただく部分については、面積の確定をいただいているというところである。

姫路 敏 そんなことを聞いているのではないのだ、私は。測量をすることが市道の認定には前提の話なのだ。国の土地であろうが、県の土地であろうが、誰の土地であろうが。ただ、その土地に関してみれば担保に入ってみたりはしていないとは思いますが、公道でやっているわけだから。しかしながら、相続がうまくできないような民地であれば問題が生じる。それはそれで何とかしなければならない。そのときに住民は行政に頼るわけ。そういうときにも応援してやってはいかかかということ前提で私は物をしゃべっている。もう一つは、国のものだから、国からもらったから測量しなくていいなんていう前提はどこにもない。やっぱりちゃんとこれ計算で出して、ここに表記されているのであれば、測量はしているはずだ。その測量は、私は市でちゃんとしたのだらうと思うわけ。そのお金ちゃんとももらったかということよ。

建設 課長 先ほど来ちょっと申し上げているけれども、国有地についてはまず基本的に台帳のまま、そのままいただいて、その後国土調査等入っているの、国土調査で境界確定している。ただ、私道の場合でも確定している部分もあるけれども、その後分割したり、いろんな経緯あるので、その辺もしっかりした形で測量、それからつくった形が現地と合っていない場合等もあるので、その辺合わせた形で財産をはっきりさせた段階でいただいているということである。

姫路 敏 これ以上問答していても、1時間も2時間も姫路が1人で問答していたなんていうと困るので、それはもうやめるけれども、ただ言えることは南町辺りの地区がいろいろなそういう部分というのはあるものだから、それはやっぱりちゃんと見て、一度そういうところで住民と話し合う場面もあってもいいのかなと思うので、その辺お願いしたいが、どうか。

建設 課長 先ほども申し上げたけれども、今回についても住民のほうからいろいろとちょっとご相談を受けているので、その辺を市と一緒に歩調を合わせながらやっていこうということで進めている。今後もそういう話で進めていきたいというふうに思っている。

(自由討議)

姫路 敏 どういうことかという、この路線に関してみれば、今聞いているうちだと国からのことの財産を譲っていただきながら市道にしたということであるだろうけれども、測量のことが明確に私は聞き取れていない状況である。ただ、今後この南町地域にあれば、いろいろと市道の話、認定の話、あるいはそれに伴って土地の相続の話とかも多々あるだろうし、そういうことも含めて今後やっぱり行政として区長さんあたりとお話しして、しっかりとその辺進めていってもらいたいような地域なので、その辺についてやってもらいたいと思うけれども、どうか。どうかというか、委員さんに聞いているわけだろう、これ、まず。

尾形 修平 今回の路線に関しては、できてから随分たっている路線だと思うし、南町に限らず私道、開発の経緯で開発者、不動産屋さんが開発した行為と、昔ながらのそれこそ住民が土地出し合ってやった路線と、様々形態があると思うのだ。ただ、その中で高齢化もしてきて、空き家も大分増えてきている状態の中で私道のままだとやはり管理の部分も含めてなかなか住民だけでそれを維持していくというのは難しい状況になっていると思うので、今ほどの認定に関しては同意するけれども、先ほど姫路委員言われているように、ほかの路線に関しても区長さんはじめ地域住民の皆さんと、市がイニシアチブを取ってアプローチしていくような方向で進んでいただければというふうに思う。以上だ。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第52号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程 第 2 議第53号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第53号 市道路線の変更についてのご説明をさせていただきます。本案は、緑町1丁目地内の市道押前4号線について、民間開発による道路の付け替えに伴い、本路線の終点位置の変更をお願いするものである。なお、路線変更に伴う起点、終点位置、幅員、延長等については別記に記載のとおりとなるので、御覧をいただきたいと思う。簡単であるが、説明については以上である。どうぞよろしく願います

る。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第53号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第54号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長(建設課長 伊与部善久君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第54号 市道路線の廃止についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市佐々木地内の1路線で、民間開発に伴う整備区間内に位置する幅員1.6メートルから3.1メートルの未舗装道路であって、このたびの開発における用地買収等により開発者以外の受益がなくなることから市道路線の廃止をお願いするものである。なお、市道路線廃止における路線延長は113.8メートルであり、終点位置については別記に記載のとおりとなるので、御覧をいただきたいと思う。なお、図面の黒丸位置が起点であり、矢印位置が終点となる。簡単だが、説明については以上である。

(質 疑)

尾形 修平 今回廃止される路線に関して、面積と廃止後の取扱いどうなるのかお願いしたいと思う。

建設 課長 すみません、面積というのは・・・

(「道路の面積」と呼ぶ者あり)

管理室係長 管理室、矢部だ。よろしく願います。道路敷の面積は、352.73平方メートルになる。

建設 課長 2点目のその後の処理についてであるが、市道路線を廃止してというのは先ほども申し上げたけれども、開発者以外受益がない、昔はその路線の脇に全部畑とかあって、受益があったけれども、そこを全部買収してしまったので、受益がなくなるといことで、廃止をお願いしているので、その後については用途を廃止して、払い下げる方向で考えている。

尾形 修平 これ面積でいうと約100坪ちょっとあると思うのだけれども、これは道路用地から普通財産に切り替えて、今度管財のほうで管理して、管財のほうからその民間会社に払い下げるという流れというのはもうできているのか。民間会社のほうで払い下げてくださいというふうな要望というかは来ているのか。

建設 課長 正式な形で、申請書とかという形ではちょっと来ていないけれども、ここを開発するに当たって政策調整会議の中で幹事会でいろいろやっているの、その中で最終

- 的には払下げをお願いしたいというような協議にはなっている。
- 菅井 晋一 引き続きなのだけれども、それ払下げになる場合はおおそ坪単価というのはどういう決め方で、何ぼぐらいになるものか。
- 建設 課長 最終的に企画財政課の管財のほうで決めることになろうかと思うけれども、評価額等そういったものを参考にしながら、あとまた売買事例参考にしながら単価については決定されることと思う。
- 菅井 晋一 そうだと思うのだけれども、それでこういう条件の市道って結構あるのかなというふうに思うのだけれども、要するに市道の機能は終えてしまったというか、なくなって、個人の特定の人しか使わないようなところって、そういう路線はいっぱいあると思うので、ぜひどんどんと俺払下げをしてもらいたいと思う。やっぱりこれは議会案件なものだから、あまり恐らく建設課長積極的には動かないと思うのだけれども、ぜひいっぱい調べて、どんどんと払下げして、それを財源にして、そしてなかなか道路の整備というか、側溝の蓋でも何でもいいけれども、要望がいっぱいあると思うのだ。建設課自ら財源をつくって、どんどんとそういう市民の不便している要望に応えていただきたいというふうに思うのだけれども、そういう仕組みはつくられないだろうか。
- 建設 課長 財源については、私どものほうで今制度としてどうこうとちょっと申し上げられないけれども、市道のいわゆる廃止については、今委員がおっしゃるような形でいわゆる市道として管理する必要がないものについてはもう積極的に廃止をして、払下げ等を進めていきたいということで考えている。ただし、見かけ上例えばもう山奥で、ないといってもその奥に受益があったりするとやっぱり公道なので、なかなか軽々払下げするというわけにはいかないの、公道としての役目あるので、今委員おっしゃるように市道としての役目を果たしてしまったものについては、そういったことで検討を進めてまいりたいというふうに考えている。
- 菅井 晋一 ぜひお願いします。これも一つの公共施設の見直しと同じだと思うのだ。もう機能を果たしていないようなものはどんどんと処分して、それを財源にしてまた市の有効な仕事に使ってもらいたいというふうに思うので、積極的にお願いしたいと思う。以上だ。
- 姫路 敏 今の件なのだけれども、今隣に上下水道課長もいるけれども、前に特に荒川地区、何度も言っているけれども、水路の上に家が建ってみたり、水路の上に乗っている。山口の辺り、見れば分かるけれども、それとあとJRの道のところのそば、JRの農協のところから坂町のほうずっと上り線の行くところ、あそこも50センチだったかな、以前払い下げたのだけれども、そのままになっていてというところもある。それと、もう一つ、荒川地区の場合何があるかという、村上、ほかの場合だと例えばの話だけれども、山口の辺りでもそうだ、山口、荒川、松山の場合もそうだけれども、松山何番の何というふうな番地であればいいけれども、羽ヶ榎何番とか、大津何番とかが入り組んでいる。これはここの、建設課の話ではなくなるけれども、そうなってくると今菅井委員が一生懸命言っているけれども、そこで私が荒川地区のところに行って、建設課のほうに頼んだことあるのだ。そういう部分で言って、そうやればいいと同じようなことを言った。そうしたら、なかなか難しく、測れば測るほどいろんな諸問題が出てくるというのもあるので、そこを上手に今うちの建っている人と道のある方の中で、現状に沿った中で物事を柔軟に変えていかないと大変なことになる。だから、よく俺この佐々木のここうまい

ことまずやっているなと思うけれども、恐らくこの中にもいろんなのがあるのかなとは想像するところあるのだけれども、そういうことなので、進め方もちょっとよくよくあれと思って、いや、こんなところにうち建っていると、こんなのある。荒川産業建設課長、どうか、それ。

荒川支所産業建設課長 荒川支所産業建設課、渡邊だ。今委員のおっしゃられたとおり、国土調査が荒川地区の場合水害前後という形で行っているので、非常に前なものだから、そういう形でちょっとずれが生じているというところもある。それについては、その都度、都度関係者と協議しながら対応しているという形になっている。あと、今回のところについては市道の両脇沿線が畑であり、関係の企業のほうが全て買収したという形で、沿線が全てその企業のものになったという形である。あとそれを使っている方、地元の佐々木区の住民の方にこれを利用することがあるかという形で確認したところ、使わないというふうな形で区長から同意をいただき、今回こういうことで廃止の申請という形になっている。以上だ。

姫路 敏 分かった。慎重にかかって、そういうふうな形でやっていることは分かった。本当に財源的に言えば要らないところはいつまで持っていてもしようがないし、払い下げるなりなんなりして、財源の確保に充てるというのも大事なことなので、進んでいくときにその辺の測量をしたら、間違いが逆に大げさになってもらっては困るみたいな、言い方悪いけれども、その辺上手に住んでいる住民と話し合いながら進めてもらいたいなというふうに思うが、以上だ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第55号 小形除雪車の購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（建設課長伊与部善久君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、議第55号 小形除雪車の購入契約の締結についてのご説明をさせていただきます。本案は、令和3年4月15日に3社による指名競争入札により落札決定いたしました小形除雪車について、現在仮契約になっている購入契約を本契約とするため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決をお願いするものである。仮契約の金額は2,815万9,641円。仮契約の相手方は、株式会社日の出自動車である。内容についてのご説明を申し上げます。資料2を御覧いただきたいと思う。初めに、概要の1だが、これまで神林支所に配置していたロータリー除雪車の老朽化に伴って、1台を更新するものである。次に、数量だが、ロータリー1.5メートル級、除雪幅1,800ミリ1台となる。なお、次の性能諸元と4の主要装備については記載のとおりとなっているので、御覧をいただきたいと思う。また、次のページの資料3に参考写真をつけさせていただいているので、御覧いただきたいと思う。説明について

は以上である。

(質 疑)

山田 勉 3社、地元の業者はいなかったか。これみんな地元でないだろう。聞いたことないのでけれども。

建設 課長 この小形除雪車についてはロータリー除雪車ということで、特殊な機械だということで、参加登録上それを取り扱える業者ということで3者の指名をしたということで聞いている。

山田 勉 そうすると、この機械を扱える業者は地元にはいないということでもいいのか。

建設 課長 委員おっしゃるとおりで、そのとおりである。

山田 勉 これは、購入すれば場所はどここの倉庫に置くのか。神林。

(何事か呼ぶ者あり)

山田 勉 いや、一応聞いておかねばもったいない。

建設 課長 先ほど理由のところでも申し上げたけれども、神林支所の配置していたものが老朽化したということで、引き続きまた神林のほうに設置する予定である。

川崎委員長 説明よく聞いて。

山田 勉 聞いているよ、聞いていたけれども、質問したい、分からなかったから。

尾形 修平 これ今課長言ったように特殊車両なので、扱える業者というのは限られていると思うのだけれども、私1点だけ教えてもらいたいだけでも、予定価格というのはあくまでも市が設定する価格だと思うのだけれども、なかなかここに記載されている円単位までの予定価格というのは私今までちょっと見たことなかったものだから、どういうふうな算出根拠で出しているのかなというのをもしあれであれば教えていただけたらと思う。

建設 課長 予定価格もそうだし、今回の契約価格で端数までついているのは、入札された金額の中もそうなのだけれども、いわゆる非課税対象額があって、具体的に申し上げると新規検査登録手数料の分と、それからナンバー代ということで3,590円分が非課税ということで、入札金額から消費税を抜けた入札価格からその分を引いて、対象額に消費税を掛けていくとこういった金額になるということである。

尾形 修平 私が聞いたかったのは、こういう特殊車両なものだから、なかなか例えば自動車とかだったら大体の価格というのは分かると思うのだけれども、先般もそれこそ経済のうちの事務調査で下水道事業団の現場を見させてもらったのだけれども、なかなか市で予定価格を設定するというのが難しいのではないかなと思ったものだから、例えばこれは過去の実績を基に予定価格を出したのだからというようなのを聞いたかったのだけれども、その辺いかがだろう。

建設 課長 当然価格は、過去の経緯とか毎年変わってくるので、そういう形ではちょっとやっていないで、事前に納期がいつまでの形で、仕様形態が各メーカーによって違うと思うのだけれども、標準仕様がこれでという形で参考見積りを徴して、3社から見積りを取って、その中で最低価格のものを予定価格とするというような形でやっている。

菅井 晋一 これは冬の11月22日までの納期で、雪降る前ということなのだろうけれども、4月15日に仮契約しているけれども、そこから最終的に最終日に認定されて初めて契約有効になるのだろうけれども、その間2か月半も仮契約のままなのだよ。支障はないものか。

建設 課長 委員おっしゃられるとおり11月末くらいを今納期として考えていて、そこから逆算して議会で議決をいただいた後でも大丈夫だということで工程を進めていて、ただ入札については早めにやって、万が一不調とか不落とという形になったときの対応も含めて、議会案件ともなるので、早めにやらせていただいているというところである。

菅井 晋一 2か月半も仮契約のままというのは変だなというふうには思うのだけれども、これは恐らく仮契約になれば、それは準備して進めているから、あまり支障はないのかなというふうには思う。ただ、ちょっと案件別だけれども、さんぼく会館は5月11日の入札なのだよね。さんぼく会館だって1か月半も工事入れないわけだ。こういうのってやっぱり早めに臨時議会開くとか、そういうことをするべきだと思うのだけれども、副市長さん、いかがか。

副市長 いずれにしても納期というふうなこともあるわけであるので、業者にとっても無理のないような期間設定というのを心がけて今後進めていきたいというふうに考えている。

菅井 晋一 一番日が長くて気候条件のいいときに工事に入れなくて、最後になって、冬場になって大変になっていくのかなというふうに思うので、ぜひ定例会を待たずに進めたいほうがいいのかなというふうに思う。よろしく願います。

姫路 敏 これ1つ、これというのは最低制限価格というか、予定の価格は分かるのだが、何かそういったのはあるのか。例えば2,000万円を切ると駄目だとか、そんなことはあまり、こういうのはあるのか。

建設 課長 最低制限価格を設けているものというのは工事請負費、工事費に係るものだけであって、これというのは国の諮問機関で最低制限価格を算定する式があって、それに当てはめて、いわゆる原価というか、最低限利益も含めて割らないようにという基準があるのだけれども、物品の場合にはそういったものがもう一切ないので、最低制限価格については設けていない。

姫路 敏 分かった。それと、あとこれは国からの何か補助金その他相当するものがあるか。

建設 課長 この機械購入については社会資本整備総合交付金ということで、その部分の雪寒に当たる部分で3分の2の補助と、その裏に過疎債を充当している。

姫路 敏 それと、ここに売却するというので、これロータリー除雪車19万円、最低売却価格で載っているよね、このたび6月に。これというのは、これってこれと同じやつか。ちょっと教えてもらいたい。

建設 課長 私どもで用途を廃止したロータリーである。

姫路 敏 昭和60年11月に買ったやつだ。その代わりにそれを売却するので、これを入れたいというつながりでいいのかな。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 では、そういうことであれば、19万円になるわけだな、これ。これ19万円でこれこういうのは売れるものか、ちなみに。

建設 課長 これこの後企画財政の管財のほうで一般競争入札というか、競売の形で入札にかかるけれども、19万円というのはいわゆるスクラップの、事前に業者から見積りを取って、スクラップの最低価格を設けて、そこからの逆に競り売りというか、高いところでということなのだけれども、過去にはそれこそ20万円くらいのもので100万円単位で売れたという経緯もあるので、一応こういった形でうちのを廃止した後は競売で売払いをしているというような状況である。

姫路 敏 時がたってもこういったようなものがそれだけの値段で売れるということは大したものだなとは思う。それと、あと今先ほど菅井委員が言われていた・・・これ自由討議すればいいのだから。まあいい。

(自由討議)

姫路 敏 私今回の入札のロータリー除雪車に関してみれば、これはこれで仕方ないというか、これでいいのだろうけれども、先ほど菅井委員からもお話あった、4月に契約というか、仮契約結んで、2か月もということになると、またさんぽく会館の件も、これは別所管だけれども、そういったものもあるということになれば、今後理事者側に求めていきたいのは、やっぱり臨時議会というのがあまりにもないと専決も多過ぎるし、最近。やっぱりこれは議会の問題でもあると思う。議会のほうからも、議員のほうからも正副議長に申し入れたりもしているけれども、今最近は。定期的なというとあれだけれども、臨時議会の必要性というのを十分に理解していただいて、そこにもってきて、あまり専決にならないように、さっきの契約とか専決されたら困る。これは絶対もう専決はできない、こういうことは、この金額からいっても。そういう部分からいうと、早めに、早めに臨時議会が開催されることを今後望みたいと思っている。この議案に対してみれば賛同だが、私はそういうふうにいる。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

(午前10時53分)